

公益社団法人空気調和・衛生工学会
資格試験に関する規程
平成 24 年 3 月 15 日理事会制定

(目的)

第1条 本規程は、定款第4条第9号「技術者資格の認定」に基づき、室内環境の創生と維持管理、都市環境の改善、地球環境の保全、その技術・知見の維持向上を図り、もって国際社会に通用する諸設備の質の向上に寄与しうる技術者を育成するため資格試験を実施しその適切な運営を図ることを目的とする。

(資格試験の実施)

第2条 技術者の認定を行うための資格試験を年1回行う。

(委員会)

第3条 資格試験を実施するにあたり、委員会を設置する。

- 2 委員長は、副会長が選任し理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 委員会の委員は、原則として空気調和、衛生、環境、エネルギー等に関する実務経験者ならびに学識経験者の中から委員長が選任し、理事会の承認得て会長が委嘱する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、資格試験の実施に係わる次の業務を行う。

- (1) 受験者の募集および申込受付
- (2) 受験者の監理
- (3) 受験資格の認定
- (4) 試験地および試験場の選定
- (5) 当該試験の運営にあたる地区責任者の選任ならびに委嘱
- (6) 当該試験の監督責任者および監督者の選任ならびに委嘱
- (7) 試験問題の作成、印刷（校正も含む）に関する業務
- (8) 採点の監理
- (9) 合否の決定

(受験資格の公開)

第5条 受験資格は、当該委員会が別に定め、学会ホームページに電磁的方法により公開する。

(合格基準の公開)

第6条 委員会が合否判定を行った場合は、合格基準を公開する。

2 公開方法ならびに公開時期は、委員会が別に定める。

(試験結果)

第7条 委員長は、理事会へ試験結果を報告し承認を得る。

(合格証)

第8条 資格試験に合格した者は、会長が合格証を交付する。

2 合格証は合格通知に記載の手続を完了した者に発行する。

3 合格取得年月日は合格発表の日とする。

(合格者名簿)

第9条 合格証の交付を受けた者は、合格者名簿に登載する。

2 合格者名簿は、主たる事務所に備え保管する。

3 理事会の承認がない限り合格者名簿は破棄することはできない。

(資格試験実施要領)

第10条 資格試験を円滑に運営するため第4条第1号から第9号および実施に関する事項を委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1 本規程は、平成24年3月15日の特例民法法人（社団法人）空気調和・衛生工学会の理事会において制定するが、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。